

## 建築確認・検査手数料改定のご案内 (株)千葉県建築住宅センター

令和3年12月25日より、建築確認・検査業務の手数料を改定します。主な手数料は以下の通りです。

### 当センター建築確認・検査の業務

業務区域	千葉県全域
業務範囲	建築基準法に基づく建築確認、中間検査、完了検査及び各種届出
建築物	延べ床面積が3,000㎡以内で地上5階以下のすべての建築物
工作物	5m以下の擁壁／4mを超える広告塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

### 建築確認・検査手数料

表1 建築物

単位：円

区分	床面積の合計	建築確認申請 (注1)	中間検査申請 (注3)	完了検査申請 (注3)
法第6条第1項第4号 及び 型式適合認定建築物	50㎡以内(注2)	10,000	/	/
	100㎡以内	20,000	/	26,000
	200㎡以内	26,000	33,000	33,000
	100㎡を超え200㎡以内 建築基準法別表第一(イ)欄 に掲げる特殊建築物	32,000	/	35,000
	500㎡以内	37,000	38,000	39,000
その他の建築物(注4)	100㎡以内	49,000	31,000	31,000
	200㎡以内	58,000	37,000	37,000
	500㎡以内	68,000	52,000	52,000
	1,000㎡以内	99,000	98,000	118,000
	2,000㎡以内	150,000	130,000	150,000
	3,000㎡以内	240,000	160,000	180,000

※ 検査にかかる出張費は無料です。

表1の2 建築物の省エネ適合判定が必要な建築物の完了検査の加算額

単位：円

延べ面積	省エネ適合判定を当センターで実施	省エネ適合判定を他機関で実施
2,000㎡以内	30,000	60,000
3,000㎡以内	35,000	70,000

- 会員の場合は、建築確認申請手数料（計画変更確認申請を除く。）から2,000円引きとします。  
会員とは：建築主・設計者・工事監理者・施工者・代理者のいずれかが、(一社)千葉県建築士会の会員である場合をいいます。

- 当センター指定の確認申請プログラムによるメディア申請（USBメモリ等）は、一律1,000円引きとします（計画変更確認申請を除く。）。

(注1)

- ・ 建築確認申請に係る部分の床面積の合計によります。  
ただし、移転、大規模の修繕、大規模の模様替の場合は、申請に係る部分の床面積の1/2とします。
- ・ 既存の建築物に増築等する場合は、増築等の面積に既存部分の床面積の1/2の面積を含めます。
- ・ 構造の既存不適格建築物に増築等をする場合は、その他の建築物欄の手数料とします。
- ・ 4号建築物又は型式適合認定建築物で構造審査が必要な建築物は、その他の建築物欄の手数料とします。
- ・ 計画変更確認申請の手数料は、変更に係る面積の合計を上記表1の各区分の建築確認申請欄に当てはめた手数料とします。  
ただし、計画変更確認申請は、直前の確認が当センター以外から受けている場合は、新規の建築確認申請手数料とします。

(注2)

- ・ 床面積の合計が50㎡以内の欄は、計画変更確認申請の場合のみ適用します。

(注3)

- ・ 建築確認を受けた部分の床面積によります。  
ただし、既存の建築物に増築等する場合は、増築等の面積に既存部分の床面積の1/2の面積を含めます。
- ・ 構造の既存不適格建築物に増築等をする場合は、その他の建築物欄の手数料とします。

- ・ 中間検査の床面積は、当該特定工程の部分までの床面積の合計とします。
- ・ 当センター以外から確認（計画変更を含む。）を受けた直近の中間又は完了検査の手数料は、表1の手数料の1.5倍とします。
- ・ 中間又は完了検査において、是正確認等で再検査となった場合の検査手数料は、表1の検査手数料の半額とします。ただし、計画変更があり中間又は完了検査申請を取り下げ後に再検査となった場合は、検査手数料の全額とします。
- ・ 中間又は完了検査において、追加説明書の提出が必要になった場合は、計画変更と同額の手数料を加算します。

(注4)

- ・ 一申請中、4号建築物又は型式認定建築物とその他の建築物が混在するものについては、すべてその他の建築物欄の手数料とします。
- ・ 500㎡を超えるすべての建築物は、その他の建築物の区分の手数料とします。
- ・ 建築基準法別表1(イ)欄の特殊建築物の複合建築物の場合、床面積の合計が200㎡を超えるものについては、その他の建築物欄の手数料とします。

**表2 審査等の割増料金**

天空率	道路斜線、隣地斜線、北側斜線の区分の一ごとに4,000円
日影図	4,000円
複数の構造棟数	30,000円×(構造棟数-1) ※構造棟数：構造計算が必要な構造上の棟数
ルート2基準	1,000㎡以内/100,000円、2,000㎡以内/120,000円、3,000㎡以内/150,000円
ホームエレベーター等	4号建築物1機ごとに、確認申請6,000円、完了検査8,000円
各種安全等検証法	各種安全等検証法の区分の一ごとに45,000円

**表3 消防同意を要する建築物**

単位：円

建築物申請1件につき(500平方メートル以内のもの)	3,000
----------------------------	-------

**表4 建築確認仮使用認定の手数料**

単位：円

仮使用の認定申請1件につき	認定を受けようとする部分の床面積の合計	
	500㎡以内	50,000
	1,000㎡以内	100,000
	2,000㎡以内	140,000
	3,000㎡以内	180,000

**表5 その他の手数料**

単位：円

記載事項変更届、工事監理者・施工者決定等届、確認帳簿記載証明願	3,000
軽微変更届で尿尿浄化槽又は蒸発散拡散装置等の機種を変更	
工事取りやめ届	2,000

**表6 工作物**

単位：円

		確認申請	完了検査申請	計画変更確認申請
擁壁	高さ3m以下	30,000	30,000	20,000
	高さ3m超5m以下	40,000	40,000	20,000
広告塔等	高さ15m以下	30,000	30,000	20,000
	高さ15m超	40,000	40,000	20,000

- 会員の場合は、建築確認申請手数料（計画変更確認申請を除く。）から2,000円引きとします。  
会員：建築主・設計者・工事監理者・施工者・代理者のいずれかが、(一社)千葉県建築士会の会員である場合。
- 当センター指定の確認申請プログラムによるメディア申請(USBメモリ等)は、一律1,000円引きとします。(計画変更確認申請を除く。)

※ なお、上記の各手数料について特殊なケースの場合は協議させていただきます。

お問い合わせ



株式会社 千葉県建築住宅センター  
〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館(2・3階 確認・構造審査部)  
TEL: 043-222-0321 FAX: 043-222-0325  
URL: <http://www.cbh-center.co.jp>